

判決年月日	平成 2 2 年 4 月 2 7 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）10152号		
○ 本件商標が引用商標と類似し，商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当するとして，本件商標についての登録を一部無効とした審決が，両商標の類否についての判断を誤った違法があるとして取り消された事例			

（関連条文）商標法 4 条 1 項 1 1 号，4 6 条 1 項 1 号

（要旨）

被告が，原告が有する「POLO JEANS CO.」「RALPH LAUREN」との二段構成の商標（本件商標）につき，被告が有する「POLO」との商標（引用商標）と類似するため商標法 4 条 1 項 1 1 号に違反するとして無効審判請求をしたところ，特許庁が，本件商標は引用商標 A 及び C と類似し，かつ，本件商標の指定商品中第 2 5 類「被服」は，引用商標 A 及び C の指定商品と同一又は類似の商品と認められるとして，本件商標は，その指定商品中第 2 5 類「被服」につき，商標法 4 条 1 項 1 1 号の規定に違反して登録されたものであり，同法 4 6 条 1 項の規定により，その登録を無効とすべきである旨の審決をしたため，原告がその取消しを求めた事案である。

主たる争点は，本件商標が，引用商標と類似しており，商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当するかである。

本判決は，次のとおり，審決には，両商標の類否についての判断を誤った違法があるとして，同審決を取り消したものである。

「(2)ア 本件商標は，別紙 1 のとおり，黒色の横長四角形の中に，白抜きで「POLO JEANS CO.」とのローマ字を同一の書体で同じ大きさで表示し，その下部に，「RALPH LAUREN」とのローマ字を小さい赤色の文字で表示したものである。また，「POLO」と「JEANS」と「CO.」の間には，それぞれ 1 文字分弱の間隔が存し，「RALPH」と「LAUREN」の間にも，1 文字分弱の間隔が存する。」（中略）

「・・・からすれば，原告が「POLO JEANS CO.」「RALPH LAUREN」の標章を付して販売している衣料品は，本件商標の登録査定時（平成 1 5 年 8 月 8 日）において広く知られていたものと認められ，前記(1)キからすれば，現時点でも同様である。」（中略）

「・・・単に「POLO JEANS CO.」とあるだけでなく，その下に「RALPH LAUREN」との赤字部分がある本件商標において，その要部を「POLO」のみと解することは，その外観のみならず，取引の実情（「POLO」は本来普通名詞であるが，「RALPH LAUREN」と結びつくことによって，ラルフローレンのデザインに係る商品としての強い自他識別力が生じており，これを取引者，需要者も理解していること）にも反し，相当ではなく，本件商標における要部は，「POLO」部分及び「RALPH LAUREN」部分を併せたものというべ

きである。」(中略)

「・・・「POLO」部分と「RALPH LAUREN」部分とが結び付くことによって、本件商標は、ラルフローレンがデザインしたポロ・ラルフローレン商品であるとの自他識別力が強力に働くものと認められる。他方で、元来普通名称にすぎない被告の引用商標AやCの「POLO」が取引の実情において、どのような自他識別力を獲得しているかについて、これを認めるに足りる証拠はなく、そもそも引用商標からどのような観念が生ずるかも証拠上不明である(ポロ競技は、我が国で広く親しまれ、よく知られているものではない。)

このように、本件商標から生ずる観念(ラルフローレンのデザインに係るポロ・ラルフローレン商品であること)は、引用商標から生ずる観念とは別個の、固有のものであるといえることができる。

また、外観面においても、本件商標では、「POLO」部分以外に多くの文字(「JEANS CO.」「RALPH LAUREN」)があり、そのうち、少なくとも「RALPH LAUREN」部分の存在を無視することはできず(上記イ参照)、「POLO」部分のみの引用商標AやCとは異なる。

他方で、称呼については、本件商標も、取引の場面において「Polo」と略されて呼ばれるものと解され(前記(1)イ参照)、引用商標AやCと同様の称呼になるが、前述のとおり、観念において大きく異なる上、外観も異なる本件商標が、単なる「POLO」との記載がされただけの引用商標AやCとの間で、混同を生じるおそれはほとんどないといえる。

(3) 以上のとおり、取引の実情をも考慮した上で、外観、観念、称呼等を対比した結果、本件商標は、引用商標AやCとは類似せず、これらの商標との間で混同を生ずるおそれはほとんどないものというべきである。」(中略)

「したがって、本件商標につき商標法4条1項11号を適用することはできず、同条項を適用した審決は誤りであるから、同審決を取り消すこととする。」